

令和二年度第十一回（二月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第11回総会議事録

1 開催日時 令和3年1月28日(木) 開会 午後2時30分～ 閉会 午後3時20分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 3番 中尾貞治 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 中川一範

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 16番 周防克己

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人)

2番 久保 繁

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農業用施設届出書受理の件

第5号 農地改良等届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利

次 長 寿柳知己

主任 半田智也

事務職員 中山幸一

事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和2年度 諫早市農業委員会 第11回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番・久保繁委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に8番・松尾正晴委員、17番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明します。

1番、諫早地区、本明町の農地1筆、1,195㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,499.73㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

2番、小野地区、赤崎町の農地2筆、1,145㎡について、農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は66,376㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

3番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,988㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は68,309㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ありますので、機械、労働力、技術、

通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、玉ねぎ、ブロッコリーを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 2番と3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、真津山地区、貝津町の田2筆、計2,039㎡の農地と農地以外の併用地190㎡を合わせた計2,229㎡について、貸駐車場用地79台分とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については長崎自動

車道諫早ICから概ね300m以内にある農地であるため第3種農地に該当しております。本申請ですが、現在建設中の新社屋建設工事に係る作業員用の駐車場として整備し、貸し出すものです。なお、新社屋完成後は社員用の駐車場として利用する計画です。土地利用計画についてですが、造成はなく現状のまま利用します。雨水排水については自然流下で側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

2番、真津山地区、久山町の畑3筆、計1,163㎡の農地と農地以外の併用地248.93㎡を合わせた計1,411.93㎡について、貸駐車場用地18台分及び倉庫用地とする転用申請で、追認するものです。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、現在西諫早産業団地内にある企業の社員駐車場として普通車15台分、運送会社用のトラック駐車場として3台分を整備し、貸し出すものです。また、今回の申請地には昭和54年と昭和60年に建築した倉庫があり、倉庫用地として追認するものです。一部は解体済みです。土地利用計画についてですが、造成はなく現状のまま利用します。雨水排水については自然流下で側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、許可なく農地以外のものにしたということで顛末書の提出がなされており、本件における追加の資金はありません。

3番、森山地区、森山町下井牟田の畑1筆、195㎡の農地について、農家住宅を建築し住宅用地とする転用申請で、追認するものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。昭和47年に申請地と隣接地に木造2階建ての住宅を建築しましたが、申請地のみ地目が畑となったままとなっていたため、今回農地転用申請に至ったとのことでした。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続しており、隣接する農地はありません。許可なく農地以外のものにしたということで顛末書の提出がなされており、本件に係る追加の資金はありません。

4番、飯盛地区、飯盛町後田の畑1筆724㎡の農地について、農業用施設用地とする転用申請で、通路部分については追認するものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、農業用施設のため、不許可の例外に該当しております。申請者ですが、飯盛町内で養豚業を営んでおり、従業員の更衣室と休憩室を兼ねた事務所、駐車場及び養豚場への通路を整備する転用申請となります。事務所部分については、切土を最高1.2m施し、擁壁を設けることにより土砂流出による被害発生がないようにいたします。雨水については自然流下、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。駐車場については、作業員用と搬送用トラックの駐車場として整備します。また、通路部分については平成21年4月頃に整備し、現在まで至っております。農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。また、隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。議案第2号については、以上となっております。

議 長 1番と2番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、小川町の田2筆、計2,676㎡について、分譲住宅用地とする転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請は12区画分の分譲宅地を造成する

もので、農地法上、転用目的が造成のみの宅地分譲は原則許可できませんが、申請者が一般社団法人のため、例外的に申請が可能となります。被害防除計画ですが、盛土を最高0.9m、切土を最高0.2m施し、申請地と隣地との境は傾斜角の緩い土羽仕上げとし、土砂流出等の被害を防ぎます。日照・通風については3m程緩衝地を設けるため、隣接の農地には影響はないものと思われます。雨水は道路側溝及び水路に放流します。汚水等は合併浄化槽を設置する予定です。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条による開発許可申請中です。

2番、飯盛地区、飯盛町上原の畑1筆、279㎡について、一般住宅を建築し住宅用地をとする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地、契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、切土を最高0.5m施し、法面保護を施します。また既存の擁壁を利用することにより土砂の流出がないようにします。建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。日照・通風については3.5m程度の緩衝地を設け隣接農地に影響がないようにします。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。議案第3号については以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 2番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題

(議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、小野町、川内町の農地9筆、5,788㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、小野島町、川内町の農地10筆、22,137㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦、アスパラの生産を主体に経営されています。

3番と4番は借受人が同一の案件です。

3番、有喜地区、早見町の農地1筆、573㎡、

4番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,483㎡、計2筆2,056㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

5番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、1,955㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、みかん、の生産を主体に経営されています。

6番と7番は借受人が同一の案件です。

6番、森山地区、森山町本村の農地3筆、1,900㎡、

7番、森山地区、森山町本村の農地3筆、1,704.64㎡、計6筆3,604.64㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

8番と9番は借受人が同一の案件です。

8番、高来地区、高来町小峰の農地5筆、4,261㎡、

9番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、1,832㎡、計6筆6,093㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、飼料作物の生産を主体に経営されています。

10番と11番は借受人が同一の案件です。

10番、高来地区、高来町善住寺の農地6筆、7,741㎡、

11番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、988㎡、計7筆8,729㎡を農業経営規模拡大を行うため、10番を使用貸借6年、11番を使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

12番と13番は借受人が同一の案件です。

12番、小長井地区、小長井町古場の農地1筆、7,586㎡、

13番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、9,532㎡、計2筆17,118㎡を、賃貸借の期限を変更するため賃貸借2年10月で借り入れる新規の申出です。申出人は、ゴーヤ、アスパラ、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

14番、小野地区、小野島町の農地1筆、113㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

15番、小野地区、小野島町の農地1筆、478㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

16番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,391㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

以上、1番から16番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明がありました。1番から16番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から16番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から16番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の17番から40番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の17番、諫早地区、仲沖町、小野地区、小野島町の農地2筆、11,463㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の18番、小野地区、宗方町の農地2筆、2,979㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、イチゴの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の19番、小野地区、黒崎町、小野島町の農地8筆、10,383㎡、議案第4号の20番、小野地区、黒崎町の農地1筆、1,488㎡、計11,871㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の21番、小野地区、赤崎町の農地9筆、8,593㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受け

ることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の22番、小野地区、赤崎町の農地3筆、3,090㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の23番、小野地区、赤崎町の農地6筆、14,249㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の24番、小野地区、赤崎町の農地4筆、13,896㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ、アスパラガスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の25番、小野地区、赤崎町、小野島町の農地4筆、14,119㎡を、議案第5号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の26番、小野地区、小野島町の農地2筆、2,262㎡を、議案第5号の9番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の27番、長田地区、長田町の農地2筆、1,616㎡、
議案第4号の28番、長田地区、長田町の農地3筆、2,795㎡、
議案第4号の29番、長田地区、長田町の農地1筆、1,679㎡、
議案第4号の30番、長田地区、長田町の農地1筆、1,146㎡、
計7筆、7,236㎡を、議案第5号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の31番、長田地区、白原町の農地8筆、4,506㎡を、議案第5号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の32番、森山地区、森山町本村の農地1筆、573㎡を、議案第5号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の33番、森山地区、森山町田尻の農地15筆、10,429㎡を、議案第5号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画

です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の34番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,940.83㎡を、議案第5号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、大豆、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の35番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、3,793.01㎡、
議案第4号の36番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、4,012㎡、
議案第4号の37番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,761㎡、
計8筆、10,566.01㎡を、議案第5号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の38番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、1,924㎡を、議案第5号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、イチゴの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の39番、飯盛地区、飯盛町野中の農地2筆、3,014㎡を、議案第5号の17番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の40番、高来地区、高来町里の農地2筆、2,093㎡を、議案第5号の18番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第4号議案の17番から40番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から18番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の17番から40番、また、議案第5号の1番から18番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の17番から40番を許可し、議案第5号の1番から18番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の17番から40番を許可し、議案第5号の1番から18番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から2件、小栗・小長井地区から1件、小野地区から1件、長田地区から2件、合計6件の申出を受理しました。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から2件、有喜地区から1件、長田地区から4件、森山地区から2件、飯盛地区から1件、小長井地区から2件、合計12件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件は都合により耕作できなくなったため、小野地区の1件と長田地区の3件は売買するため、長田地区の1件と森山地区の2件は農地中間管理機構に貸し付けるため、有喜地区の1件と飯盛地区の1件は耕作者を変更するため、小長井地区の2件は賃貸借の期限を変更するためです。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、小栗地区、鷲崎町の田2筆、計951㎡を住宅用地にする届出がっております。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、栄田町の宅地、現況地目が田となっている1筆、325.59㎡の内195㎡を農業用資材置場、農機具収納庫、農業用機械置場とする届出がっております。

2番、有喜地区、早見町の畑1筆、1,676㎡の内88㎡を農業用資材置場とする届出がっております。

報告第5号「農地改良等届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、本明町の田1筆、430㎡について、排水が悪く生産性が低いことから、生産性を高めるため田畑転換を行う届出がっております。工事後はカボチャ、スイカを作付け予定です。

2番、飯盛地区、飯盛町古場の畑2筆と田1筆、計3筆、1,260㎡について、水稻収穫が不安定で生産性が低いことから、生産性を高めるため田畑転換と畑地嵩上を行う届出がっております。工事後はバレイショ等を作付け予定です。

3番、高来地区、高来町山道の田1筆、767㎡について、排水が悪く生産性が低いことから、生産性を高めるため田畑転換を行う届出がっております。工事後はタマネギを作付け予定です。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

飯盛地区から1件、小長井地区から3件、合計4件の非農地通知申出書を受理いたしました。山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。
お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を
要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任
することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第 1 号	農地法第 3 条許可	3 件。
議案第 2 号	農地法第 4 条許可	4 件。
議案第 3 号	農地法第 5 条許可	2 件。
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	40 件。
議案第 5 号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	18 件。

以上、審議件数は、全部で 67 件でございました。
以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。
委員さん方から何かご質問等はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。
（事務局連絡）

議 長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和 2 年度諫早市農業
委員会第 11 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)